

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日吉津村は、明治 22 年の村制施行以来、単独存続を維持しながら現在に至っており、鳥取県内で唯一の「村」となっている。県西部の中心域に位置するという地理的条件や、国道等の整備による交通利便性の高さ、大型商業施設の進出による生活利便性の向上等に伴って人口が増加し、令和 7 年 1 月末現在で、3,606 人となっている。年齢階層別にみると、全国的な例にもれず、高齢者（65 歳以上）の割合が増加する一方で、子どもの数は減少傾向にあり、いわゆる「少子高齢化」が現実のものとなっている。

また、本村の産業は、戦前から戦後直後にかけては、農林水産業が中心であったが、昭和 27 年に王手製紙会社が進出して以降、その関連企業を含めた工業分野へ、さらに、平成 11 年に大型商業施設が進出して以降は、商業分野へとその中心が移行している。また、個別の事業者は、ほとんどが中小企業であり、商工会組織と連携し、支援に努めているが、人手不足、後継者問題、事業継承といった経営課題が浮き彫りになっており、新たな設備投資による労働生産性の向上を通じ、それらの課題を解決していくことが重要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、事業基盤を強化し、もって、中小企業者の経営安定と地域経済の活性化を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中に、5 件程度の先端設備等導入計画（法第 52 条第 1 項に定める「先端設備等導入に関する計画」をいう。）の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端整備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村の産業は、サービス業をはじめ、製造業、農林水産業など多岐に渡り、多様な業種が村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性の向上を実現する必要がある。

従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象と

する設備は、中小企業等経営強化法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 74 号）第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本村は、平野部に位置し、域内の面積が約 4 km²と極めて小さいため、本計画の対象地域は、村内全域とする。

（２）対象業種・事業

本村の産業は、サービス業をはじめ、製造業、農林水産業など多岐にわたり、多様な業種が地域の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性の向上を実現する必要がある。

従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

（２）先端設備等導入計画の計画期間

事業者が策定する先端設備等導入計画の期間は、3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定にあたっては、人員削減を目的とした取組を対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

また、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。